



スポーツ用アイガードのSG基準
(公開用)

一般財団法人 製品安全協会

スポーツ用アイガード専門部会 委員名簿(五十音順・敬称略)

	氏 名	所 属
(部 会 長)	小野 古志郎	一般社団法人日本交通科学学会
(委 員)	新井 和吉	法政大学理工学部機械工学科
	枝川 宏	日本スポーツ協会公認スポーツドクター
	大口 達郎	一般財団法人ポーケン品質評価機構
	大前 良弘	株式会社ビッグフロント
	大柳 博明	一般財団法人日本車両検査協会
	崎山 一茂	ビューローベリタスジャパン株式会社
	佐藤 賢司	株式会社ミックオプチカル
	時枝 健一	ゼットクリエイト株式会社
	長久保 由治	一般財団法人全日本野球協会
	中西 博之	ナイス株式会社
	中山 雅文	株式会社エスエスケイ
	西田 佳史	東京工業大学工学院機械系
	橋本 隆一	アシックスジャパン株式会社
	松本 公男	山本光学株式会社
	南裏 智	ミズノ株式会社
	宮村 康夫	一般社団法人日本スポーツ用品工業協会
	横田 博之	公益財団法人日本ソフトボール協会
(関係者)	経済産業省 製造産業局 生活製品課	
	経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 製品安全課	
(事務局)	一般財団法人 製品安全協会	

スポーツ用アイガードのSG基準 SG Standard for Eye Guards for Selected Sports

1. 基準の目的

この基準は、スポーツ用アイガードの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、野球（含軟式）、ソフトボールの競技中及び練習中に発生するファールチップやイレギュラーバウンド等の避けられないボールの衝突から目を保護することを目的とする保護具（以下、「スポーツ用アイガード」という。）について適用する。

なお、頭部の他の部分（耳、鼻、口、顎等）を保護する目的の保護具については適用しない。

3. 種類

スポーツ用アイガードの種類は次のとおりとする。

(1) 競技・使用対象者による区分

競技	対象
硬式野球	一般用
	小学生以下用
軟式野球	一般用
	小学生以下用
ソフトボール	一般用
	小学生以下用

※一般用とは中学生以上の年齢の者を対象として設計・製造されたもの。

※小学生以下用とは小学生以下の年齢の者を対象として設計・製造されたもの。

(2) フレームの材質による区分

フレームの材質	形式分類の説明
金属製のもの	フレームの強度を担う主な材質が、鋼、チタニウム等の金属製のもの。
樹脂製のもの	フレームの強度を担う主な材質が、合成樹脂等の樹脂製のもの。
その他	フレームの強度を担う主な材質が、金属及び樹脂以外のもの、または金属と樹脂と混合のもの。

4. 安全性品質

スポーツ用アイガードの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. スポーツ用アイガードの外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) スポーツ用アイガードは、フレーム、ストラップ、付属品（レンズ、衝撃吸収材等）から構成されていること。</p> <p>(2) 仕上げは良好で、使用時に身体に障害を与えるようなばり、突起部、鋭い角部等がないこと。</p> <p>(3) 各部には、ひび、割れ、腐食その他の強度を害する欠点がないこと。</p> <p>(4) ストラップ等に裁縫部がある場合は、その裁縫は良好であること。</p> <p>(5) 各部材の組み付けは確実で、容易に外れないこと。</p> <p>(6) フレームは、眼球部及びその周辺を覆う構造であること。</p>	

項 目	基 準	
2. 強度	<p>(7) フレームは、ボールが眼部及びその周辺に接触するような大きさでないこと。</p> <p>2. スポーツ用アイガードの引っ張り試験を行ったとき、フレーム、接合部、ストラップ等に異状がないこと。</p>	

項 目	基 準	
3. 衝撃強度	<p>3. スポーツ用アイガードの耐衝撃試験を行ったとき、溶接部、接合部の破壊、フレーム、付属品（レンズ、衝撃吸収材等）の割れ等の異状がなく、かつ1-（6）の眼球部及びその周辺へボール、レンズ、フレーム等の接触がないことを確認すること</p>	
4. 材質	<p>4. スポーツ用アイガードの材質は次のとおりとする。</p> <p>(1) 金属製のフレーム及び金具においては、耐食性材料が用いられているか、防せい処理が施されていること。</p>	

項目	基準	
	<p>(2) 衝撃吸収材、ストラップ等で人体に直接触れる構成部品にあつては、皮膚に傷害を与えるおそれのある材質でないこと。</p> <p>(3) レンズはポリカーボネート等の耐衝撃性を有する材質であること。</p>	

5. 表示及び取扱説明書

スポーツ用アイガードの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	基準	
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。</p> <p>(3) 競技・使用対象者による区分又はその略号。</p>	
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう必要に応じて図で明示すること。</p> <p>また、(1)は取扱説明書の表紙の見やすい箇所に示し、(2)、(3)については安全警告認識(▲)等を併記するなどして、より認識しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後に必ず保管すること。</p> <p>(2) 用途にあつた製品を使用すること。</p> <p>(3) 使用する前には、必ず製品の</p>	

項 目	基 準	
	<p>各部に異状がないことを確認すること。</p> <p>(4) SGマーク制度は、スポーツ用アイガードの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(5) 製造業者、輸入業者又は販売業者等の名称及び住所及び電話番号。</p>	